

長期優良住宅建築等計画の認定申請に必要な図書は次のとおりです。

(令和4年2月20日から)

提出図書	部数	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書の写しの添付		内容	
		なしの場合	有りの場合		
認定申請書	正・副	○	○	法施行規則第一号様式、同規則第一号の二様式	
委任状	2部	○	○	第三者に認定申請を委任する場合(【要】押印)	
確認済証の写し	2部	○	○	建築基準法第六条第1項又は同法第六条の二第1項の規定に基づく確認済証の写しの他、確認申請書(1～6面)の写しを併せて提出してください。	
適合証	原本・写し各1部	○		登録住宅性能評価機関が交付する適合証(原本を正本に、写しを副本に添付)なお、品確法の確認書若しくは住宅性能評価書の写しを提出する場合は不要です。また、適合証の添付がなくとも申請できますが、申請手数料は品確法の確認書若しくは住宅性能評価書の写しの提出がない場合と同じになります。	
添付図書	設計内容説明書	2部	○	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明(参考様式が(一社)住宅性能評価・表示協会HPからダウンロードできます。)	
	付近見取図	2部	○	○	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	2部	○	○	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、配管に係る外部の排水ますの位置並びに※空気調和設備等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第二条第1項第2号に規定する空気調和設備等をいう。)及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能(同号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置(※既存住宅認定に係る一次エネルギー消費量等級の検討をする場合に限る)
	仕様書(仕上げ表を含む。)	2部	○		部材の種類、寸法及び取付方法並びに※エネルギー消費性能向上設備の種類(※既存住宅認定に係る一次エネルギー消費量等級の検討をする場合に限る)
	各階平面図	2部	○	○	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
	用途別床面積表	2部	○	○	用途別の床面積(※既存住宅認定に係る一次エネルギー消費量等級の検討をする場合に限る)
	床面積求積図	2部	○	○	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

添付図書	二面以上の立面図	2部	○	○	縮尺、外壁、開口部及び小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置並びに※エネルギー消費性能向上設備の位置(※既存住宅認定に係る一次エネルギー消費量等級の検討をする場合に限り)
	断面図又は矩計図	2部	○	○	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	基礎伏図	2部	○		縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
	各階床伏図	2部	○		縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	小屋伏図	2部	○		縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	各部詳細図	2部	○		縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	2部	○		構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	機器表	2部	○		エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法(※既存住宅認定に係る一次エネルギー消費量等級の検討をする場合に限り)
	状況調査書	2部	○	○	建築物の劣化事象等の調査の結果(※住宅の増築又は改築をしようとする場合に限り)
	認定書等の写し	2部	○	○	(提出の必要がある場合) 住宅型式性能認定書の写し、住宅型式性能確認書の写し、型式住宅部分等製造者認証書の写し、特別評価方法認定書の写し、同等性能確認の結果の証明書の写し
	居住環境に関する図書	2部	○	○	(基準となる区域内である場合) 居住環境基準に適合することを証する書類の写し、又は確認できる図書
維持保全計画に関する図書	2部	○	○	建築後の住宅の維持保全の計画方法、点検時期等が分かる図書	